

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		区域外就学等の承諾		
根拠法令及び条項		学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340）第 9 条第 1 項		
所 管 部 課 名		教育委員会事務局 教育推進課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則（昭和 57 年教委規則第 2 号）第 7 条第 1 項		
	基 準	多治見市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則別表第 2 に定めるところによる。		
	設定年月日	平成 15 年 3 月 26 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～15 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	協議機関 10 日（機関名 児童生徒等の住所の存する市町村教育委員会） 処分機関 5 日		
	設定年月日	平成 15 年 3 月 26 日	最終変更年月日	
備 考				